騒音に係る環境基準について（道路に面する地域）

表１　環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（等価騒音レベル）（単位デシベル）	
	昼間 （６時～22時）	夜間 （22時～６時）
A地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

注）地域については、以下のとおりで市長が指定しています。

A地域：　専ら住居の用に供される地域

B地域：　主として住居の用に供される地域

C地域：　相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表２　幹線交通を担う道路に近接する空間についての環境基準の特例

基準値（等価騒音レベル）（単位デシベル）	
昼間 （６時～22時）	夜間 （22時～６時）
70以下	65以下
備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45以下、夜間にあっては40以下）によることができる。	

注）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の車線を有する区間に限る）等を指します。また近接する空間とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離により範囲が指定されています。

- ２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：　15m
- ２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：　20m